



3月11日(金)

1 時間後	最高の卒業式にしよう!	
2 日後	むすく後期発表、全員合格!!	
3 週間後	新生活のスタート!入学おめでとう!!	
4 年後	東京オリンピック開催!感動体験しよう!!	
5 年後	成人式で会いましょう!!	
8 宿題	幸せになりなさい。	
	遅刻 早退 欠席	
急がば回れ	危ないから	たすには
早くに	帰ったの	休みも
早くに	逃げたは	必要です
人生誇んで	いこう	

広報

あおいすみ

2016
3.25
Vol.831



町からあなたへ...



低所得高齢者向け 年金生活者等支援臨時福祉給付金を給付

福祉課 ☎55・2631

年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得高齢者向け)は、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者を対象に給付するものです。給付対象になると思われる人には、4月上旬に町から通知を送付する予定です。申請手続きを行ってください。

なお、平成28年度は「簡素な給付金(臨時福祉給付金)および「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」の支給が予定されています。申請方法や申請期間などについては現在調整中です。詳細が決まりましたら広報おおいずみおよび町ホームページ(<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>)でお知らせします。

【給付対象外】平成27年度分町民税・県民税が課税されている人、およびその人に扶養されている人、生活保護制度の受給者など

【給付額】対象者1人につき3万円を1回給付

【給付時期・給付方法】申請受付後、内容を確認し、給付が決定した人へは、申請の行われた当月の翌々月上旬に希望する口座へ振り込みます

【申請方法】町からのお知らせに同封されている申請書に必要事項を記入

し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送する。または、申請受付会場に申請書と必要書類を持参する

【申請受付期間】4月11日(月)～7月15日(金)(土・日曜日、祝日は除く)

【受付時間】午前9時～午後5時

【申請受付会場】保健福祉総合センター2階研修室A(吉田2465)

【専用電話番号】☎61・0255(4月11日(月)からご利用になれます)

※詳しくは、福祉課へ。

後期高齢者医療制度の保険料率

国保介護課 ☎55・2632

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。

平成28・29年度の後期高齢者医療保険料の保険料率

〔所得割率および均等割額〕および賦課限度額は、平成26・27年度と変更なく同じとなります。

【平成28・29年度の保険料率および賦課限度額】

□所得割率 8・60%

□均等割額 4万3600円

□賦課限度額 57万円

【平成28年度軽減内容】

なお、次の人は保険料が軽減されます。

□均等割額9割軽減 同一

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、「基礎控除額(33万円)以下である世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」である世帯(その他各種所得がない



場合に限りです)

□均等割額8・5割軽減 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、「基礎控除額(33万円)以下である世帯

□均等割額5割軽減 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、「基礎控除額(33万円) + 26万5000円 × 以下である世帯

□均等割額2割軽減 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、「基礎控除額(33万円) + 48万円 × 当該世帯の被保険者数」以下である世帯

□所得割額5割軽減 「総所得金額等」基礎控除額(33万円)が、58万円以下である人

□被扶養者軽減(均等割額9割軽減) 後期高齢者医療の被保険者資格を得

た前日まで、被用者保険(市区町村の国民健康保険および国民健康保険組合を除きます)の被扶養者であった人(所得割額は課されません)

※詳しくは、県後期高齢者医療広域連合管理課(☎027・256・7116)、または国保介護課へ。

保険料の計算方法

【年間保険料額＝均等割額＋所得割額】

・均等割額：43,600円

・所得割額：(前年中の総所得金額等－33万円)×所得割率(8.60%)

※年間保険料額の100円未満は切り捨てます。また、算出された年間保険料額が、賦課限度額を超過する場合は、賦課限度額が年間保険料額となります。

マイナンバー通信⑥

マイナンバーについて、10月25日号から3月25日号までの6回シリーズでお知らせしています。前回に引き続き、よくあるお問い合わせについてQ&A形式でお知らせします。

マイナンバーQ&A

今回もマイナンバーに関するお問い合わせの中から、とくに問い合わせ件数の多いものについて紹介します。

Q 申請したのにマイナンバーカード(個人番号カード)がまだ届かないのですが…

A 現在、申請をいただいた人へ順次マイナンバーカードの交付を行っています。交付の準備が整いましたら、役場から交付通知書(はがき)をお送りしますので、お手元に届くまでお待ちください。また、マイナンバーカードの発行は全国的なものになりますので、申請から交付までお時間をいただいています

Q マイナンバーカードの受け取りには何が必要ですか

A マイナンバーカードの受け取りには下記が必要です。20歳未満であっても、受け取りには本人の来庁と本人確認書類(保険証と福祉医療費受給資格者証など2点)が必要です。

□必要書類 交付通知書(役場からお送りするはがき)、本人確認書類(運転免許証など)、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

※受け取りの際に暗証番号の設定が必要です。あらかじめお考えの上、お越しください。詳しくは、住民課(内線123)へ。

4月1日(金)以降、下記のフリーダイヤルは、外国語対応を含め、月～金曜日は午前9時30分から午後8時、土・日曜日、祝日は午前9時30分から午後5時30分までの対応となります。なお、紛失・盗難によるカードの一時利用停止は、24時間365日対応します。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

□マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178

・月～金曜日…午前9時30分～午後10時

・土・日曜日、祝日…午前9時30分～午後5時30分

※IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は、下記へお問い合わせください。

・マイナンバー制度について…☎050・3816・9405

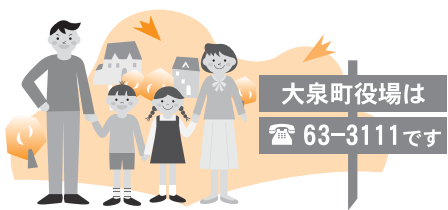
・通知カードマイナンバーカードについて…☎050・3818・1250

【外国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)対応フリーダイヤル】

□マイナンバー制度 ☎0120・0178・26

□通知カード、マイナンバーカード ☎0120・0178・27

※英語以外の言語は、月～金曜日 午前9時30分～午後8時までの対応です。



各種計画を策定しました

各担当課

町では、各種計画を策定しました。計画の詳細については、町ホームページ <http://www.town.oizumi.gunma.jp/> に掲載してありますのでご覧ください。

【大泉町人口ビジョン・総合戦略】

町では、人口の現状と将来目指すべき人口展望を示した「大泉町人口ビジョン」とそれを実現するための今後の目標や施策の方向性を示した「大泉町総合戦

略」を策定しました。

※詳しくは、企画課（内線216）へ。

【第三次大泉町男女共同参画推進計画】

町では、「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できること」と理念とする、男女共同参画社会の形成を目指して、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」を策定しました。

月31日(木)までは、☎55・3700、4月1日(金)以降は内線213）へ。

【第五次大泉町障害者基本計画】

町では、「支えあい」ともに暮らそう私のまち「おおいずみ」を基本理念に、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第五次大泉町障害者基本計画」を策定しました。

※詳しくは、福祉課（☎55・2631）へ。

【おおいずみ教育大綱（大泉町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱）】

町では、新しい教育委員会制度の施行にともない、町の教育目標や施策の根本的な方針である「おおいずみ教育大綱（大泉町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱）」を策定しました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する 職員対応要領を策定

福祉課 ☎55・2631

4月1日より障害者差別解消法が施行になります。法では、行政機関などによる「不当な差別取扱い」の禁止および「合理的配慮」の提供などについて定めており、地方公共団体はこれに適切に対応するため、「対応要領」を定めることを努力義務としています。

町では、法の趣旨を理解し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大泉町職員対応要領」を策定しました。

要は次のとおりです。

- 対応要領の基本的な考え方 障害のある人が、日常生活や社会生活の活動を制限し、社会への参加を制約している「社会的障壁」（通行や利用しにくい施設や制度、障害のある人を意識していない習慣や文化、偏見など）を

取り除くことを重要としています。

- 不当な差別的取扱いの基本的な考え方 正当な理由なく、障害を理由として、サービスや各種機会などの提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、または障害のない人に対しては付さない条

件を付けることなどを禁止しています（障害があることを理由に窓口対応を拒否する、対応の順序を後回しにする、講演会などの出席を拒むなど）

町では、法の趣旨を理解し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大泉町職員対応要領」を策定しました。

町では、法の趣旨を理解し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大泉町職員対応要領」を策定しました。

きる環境作りを行います

- 各障害の特性と場面に応じた合理的配慮 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を参考に業務にあたります
- ※対応要領は、町ホームページ (<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>) をご覧ください。詳しくは、福祉課へ。

平成28・29年度 競争入札参加資格申請（随時申請）

契約検査課 内線223

町では、県と共同して平成28・29年度の競争入札参加申請（随時申請）の受付を行います。

請（随時申請）のしおり」をご覧ください。申請の手引きおよび個別添付書類なども町ホームページからダウンロードできます。

留で送付してください

- 個別添付書類
 - ・委任状（委任先がある場合、建設工事・建設コンサルタント・物品役務）
 - ・暴力団排除の誓約書（建設工事・建設コンサルタント・物品役務）
 - ・関連業者報告書（建設工事・建設コンサルタント）
- 名簿の公開 申請をし、認定を受けた業者は、大泉町の競争入札参加者資格者名簿に登録され、インターネット上で一般に公開します。名簿の公開については、町ホームページで公開します

各種問い合わせ先

- 各種問い合わせ先
 - ・物品役務：県会計局会計課（☎027・226・3819）
 - ・建設コンサルタントおよび建設工事：県国土整備部建設企画課（☎027・226・3520）
 - ・県に提出する書類について（各種共通）：ヘルプデスク（☎0120・511・306）
 - ・町の個別添付書類について：契約検査課
 - ※詳しくは、契約検査課へ。4月1日(金)以降は、契約検査課は財務部契約管財課（内線308）となります。

この登録制度は、町が発注する契約のうち、競争入札参加申請を行うことにより、業者や登録制度の透明性を確保するものです。なお、この制度は、業者選定や契約の保証を約束するものではありません。

申込方法や県に送付する必要書類は、町ホームページ (<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>) に掲載している各項目ごとの「平成28・29年度競争入札参加資格審査申

請（随時申請）のしおり」をご覧ください。申請の手引きおよび個別添付書類なども町ホームページからダウンロードできます。

留で送付してください

- 個別添付書類
 - ・委任状（委任先がある場合、建設工事・建設コンサルタント・物品役務）
 - ・暴力団排除の誓約書（建設工事・建設コンサルタント・物品役務）
 - ・関連業者報告書（建設工事・建設コンサルタント）
- 名簿の公開 申請をし、認定を受けた業者は、大泉町の競争入札参加者資格者名簿に登録され、インターネット上で一般に公開します。名簿の公開については、町ホームページで公開します

行政への不服申立制度が抜本的に改正

総務課 内線222

国、県、町の機関など（行政庁）の処分に対する不服申立制度が定められている行政不服審査法が、公正性や利便性の向上などの観点から抜本的に見直し（全部改正）され、4月1日から施行されます。

【主な処分の種類】

- 処分の種類
- ・ 国民や住民に権利を与え

る処分（許可、認可、確認など）
国民や住民に義務を課す処分（課税処分、改善命令、滞納処分の督促、禁止義務を課す処分など）
国民や住民の権利を制限する処分など

【改正内容】

- 不服申立構造の見直し
- 不服申立ての種類が「異

議申立て」と「審査請求」から原則「審査請求」に一元化されます
□ 公正性の向上 審査請求された処分に関与していない職員が事実や物事の筋道を詳しく調べてはつきりさせる「審理員制度」や第三者の立場の人で組織される「行政不服審査会等」へ意見を求める手

続が新設されます
□ 使いやすさの向上 審査請求期間が60日以内から3か月以内に延長されます
※行政不服申立制度については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kyokukan/kanri/fufukin）をご覧ください。詳しくは、総務課へ。

協働のまちづくり事業・元気な地域支援事業の募集

国際協働課 ☎55・3700

町では、住民と行政による協働のまちづくりを推進するため「協働のまちづくり事業提案制度」と「元気な地域支援事業補助金」の事業提案を募集します。また、「制度について詳しく知りたい」、「こんな事業を考えている」という場合もお気軽に国際協働課にご相談ください。

【協働のまちづくり事業】

行政と住民活動団体が協

働により、お互いの知恵と力をいかしながら地域や社会にある課題の解決について取り組むものです。

□ 募集する提案事業

- ・ 住民提案型協働のまちづくり事業：住民活動団体が町と協働で実施したい事業について、自由な発想で提案するもので、1事業につき100万円を上限に経費を負担します
- ・ 行政提案型協働のまちづ

くり事業：町が住民活動団体と協働で取り組みたい事業や解決したい課題をテーマとして提示し、団体は課題の解決につながるような企画を考え提案し、町と協働で事業に取り組みむものです。テーマは随時、町ホームページ（http://www.town.oizumi.gunma.jp）などでお知らせします

【元気な地域支援事業補助金】

- 申請方法 申請書類に必要事項を記入して、国際協働課（4月1日（金）以降は、内線213）へ。
- 募集期間（一次募集） 4月1日（金）～5月13日（金）午後5時15分
- 申請方法 申請書類に必要事項を記入して、国際協働課（4月1日（金）以降は、内線213）へ。

協働課へ直接、または郵送（〒3700595 日の出55の1）で提出する
※募集要項は、町の各公共

施設で配布するほか、町ホームページおよび住民活動支援センターホームページ（http://oizumi-kyoudou.jp/）

でもご覧になれます。住民活動支援センターホームページでは、協働のまちづくりに関する制度や住民活

動団体の活動もご紹介しています。詳しくは、国際協働課（4月1日（金）以降は、内線213）へ。

春の全国交通安全運動

安全安心課 内線224

春の全国交通安全運動が4月6日（水）から15日（金）までの10日間実施されます。
□ 運動の目的 県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」の

ある運転や行動を促進し、「交通安全県・群馬の確立を図る
□ スローガン 安全は小さな注意の 積み重ね
□ 運動の重点
・ 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
・ 後部座席を含めたすべて

の座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
・ 飲酒運転の根絶
【運転免許自主返納支援】
町では、高齢者による交通事故の減少を目的として、運転免許自主返納支援事業を行っています。
□ 対象 町内在住の65歳以

上の運転免許保有者で、平成23年4月1日以降に、運転免許証を大泉警察署へ自主返納した人
□ 支援内容 公共交通（広域公共バスあおぞらおよび高齢者デマンド交通ほほえみ）回数券などの交付（それぞれ1回限り）
※詳しくは、安全安心課へ。

固定資産評価

審査委員会委員に 呉谷秀雄氏



呉谷秀雄氏
（27区・72歳）

固定資産評価審査委員会の委員、呉谷秀雄氏の任期が満了のため、3月2日に開催された町議会の同意を得て、呉谷秀雄氏を固定資産評価審査委員会の委員に再任しました。呉谷氏の今後のご活躍をご期待申し上げます。
※詳しくは、総務課人事係（内線225）へ。

町ぐんま新技術・新製品開発推進補助金

町では、「大泉町ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（市町村・県パートナーシップ支援型）交付要綱」を定め、県と連携して、町内の中小企業者で従来になかった新技術または新製品の開発に対して補助金を交付します。

- 補助対象者 町内に事業所を有する中小企業者
- 補助対象事業 中小企業者が自ら行う新技術・新製品に関する開発で、事業化とその後の市場性が見込まれるもの
- 補助対象経費 原材料費・機械装置費・工具器具費・外注加工費・調査研究委託費・外部指導受入費・知財出願費など
- 補助限度額 補助対象経費から20万円（企業負担額）を引いた額（補助限度額は県・町合わせて80万円）
- 募集期間 4月1日（金）～5月10日（火）（土・日曜日、祝日は除く）
※詳しくは、商工振興課（内線139）へ。

■表1 平成28年度予防接種一覧表

「未満」、「至るまで」とは対象年齢の前日まで

種別	平成28年度対象	接種回数など	
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後2か月～5歳(1回目の接種が生後7か月を過ぎた場合接種回数が変わります)	初回:3回 追加:1回	1～3回目を27日以上の間隔で3回 初回終了後、7か月以上間隔をあげ1回
小児の肺炎球菌	生後2か月～5歳(1回目の接種が生後7か月を過ぎた場合接種回数が変わります)	初回:3回 追加:1回	1～3回目を27日以上の間隔で3回 生後1年以降、初回終了後、60日以上間隔をあげ1回
四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	生後3か月～90か月に至るまで	1期初回:3回 1期追加:1回	1～3回目を20日～56日の間隔で3回 1期初回終了後おおむね1年後に1回
不活化ポリオ	生後3か月～90か月に至るまで	1期初回:3回 1期追加:1回	1～3回目を20日～56日の間隔で3回 1期初回終了後おおむね1年後に1回
BCG	生後1歳に至るまで	1歳に至るまでに1回 (標準接種年齢は生後5か月～8か月未満)	
水痘(水ぼうそう)	生後12～36か月に至るまで	1回目接種後3か月以上(標準的には6～12か月)の間隔で2回	
麻しん風しん混合	生後12～24か月に至るまで 平成22年4月2日～平成23年4月1日生	1期:1回 2期:1回	生後12～24か月に至るまでに1回 5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間(保育園・幼稚園の年長児)で1回 生後6～90か月に至るまでに6～28日までの間隔で2回
日本脳炎	3～4歳に達する年齢	1期初回:2回	生後6～90か月に至るまでに6～28日までの間隔で2回
	4～5歳に達する年齢	1期追加:1回	1期初回終了後おおむね1年後に1回
	9～13歳未満(小学4年生)	2期:1回	9～13歳未満で1回
二種混合(ジフテリア・破傷風)	11～13歳未満(小学6年生)	2期:1回	11～13歳未満で1回
子宮頸がん予防	中学1年～高校1年相当の女子	1回目接種後、1か月以上の間隔をあげ2回目、2回目から3～5か月の間隔をあげ3回目(種類によって異なる場合があります)	
高齢者の肺炎球菌	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生 昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生 昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生 大正15年4月2日～昭和2年4月1日生 大正10年4月2日～大正11年4月1日生 大正5年4月2日～大正6年4月1日生	1回	(過去に接種したことがある人は対象になりません。自己負担は2,000円です。医療機関窓口でお支払いください)

□注意事項

- ・日本脳炎予防接種で、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃してしまった平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳未満の年齢で不足分の接種を行います。平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人は、生後6～90か月および9～13歳未満の年齢で1期3回分の接種を行います
- ・長期にわたる病気などの理由により対象年齢内で接種できなかった人は、健康づくり課へご相談ください
- ・子宮頸がん予防接種は、現在積極的な接種勧奨を見合わせていますが、希望すれば接種することができます

■表2 予防接種を行う町内の医療機関

医療機関	小児肺炎球菌・ヒブ	四種混合・水痘(水ぼうそう)	不活化ポリオ	BCG	二種混合	麻しん風しん混合	日本脳炎	子宮頸がん	高齢者の肺炎球菌
蜂谷病院	—	—	—	—	○	—	2期	○	○
阿部医院	○	○	—	○	○	○	○	—	○
新井内科クリニック	—	—	—	—	○	2期	2期	—	○
小児科おぎわらクリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	—
たなか医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富士クリニック	○	○	○	—	○	○	○	—	○
益田小児科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	—
みづほクリニック	—	○	—	—	○	○	—	—	○
三浦医院	—	—	—	—	○	—	2期	—	○
湯沢医院	○	○	○	○	○	○	○	—	○
須田内科医院	—	—	—	—	—	—	—	—	○
高木整形外科	—	—	—	—	—	—	—	—	○
ましも内科・胃腸科	—	—	—	—	—	—	—	—	○
黛泌尿器科内科医院	—	—	—	—	—	—	—	—	○

4月より実施される予防接種は表1のとおりです。決められた年齢・期間中に接種を受けましょう。

予防接種を受ける際には、医療機関にお問い合わせの上、事前に予約をするようお願いいたします。また、

表2の医療機関以外にも、県内・足利市の契約医療機関でも接種を行っています。県内・足利市内以外の

医療機関で接種を希望される人は、事前に健康づくり課へご相談ください。詳しくは、健康づくり課へ。

各種予防接種

町では、がんの早期発見、早期治療を目的としたがん検診を実施します。検診費用の一部を町が補助します。申込者には、検診日の2週間前頃に受診票をお送りしますが、通知が届かない場合は、ご連絡ください。

- 場所 保健福祉総合センター(吉田2465)
- 時間 午後1時～2時
- 内容 子宮頸がん検診：問診、子宮頸部の細胞診と内診、乳がん検診：問診、視触診、マンモグラフィ(乳房のX線検査)
- ・大腸がん検診：問診、便潜血反応検査(便中の血液の有無を調べる検査)
- 対象 子宮頸がん検診：町内在住で、平成9年4月1日以前に生まれた女性
- ・乳がん検診：町内在住で、昭和52年4月1日以前に生まれた女性(妊娠・授乳中・産後2年以内の

- 人、豊胸手術を受けた人、ペースメーカーを使用している人、乳頭より分泌物がある、またはほりりなど自覚症状がある人、脳シヤントをしている人は受けられません)
- ・大腸がん検診：町内在住で、昭和52年4月1日以前に生まれた人
- 申込方法 健康づくり課へ直接、電話、または町ホームページ(<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>)から申し込む(子宮頸がん検診の個別検診も申し込みが必要です)
- 自己負担金 子宮頸がん検診、乳がん検診：1000円

本人またはその世帯の人が、印鑑と身分証明を持参の上、健康づくり課へ申請してください。なお、検診を受ける時期により対象となる課税年度が異なります。詳しくは、健康づくり課へ。

■各種がん検診日程一覧

期日	定員		
	子宮頸がん	乳がん	大腸がん
6月5日(日)	90人	100人	125人
6月20日(月)	80人	90人	125人
6月21日(火)	80人	90人	125人

※定員になりしだい締め切り

- 場所 保健福祉総合センター(吉田2465)
- 時間 午後1時～2時
- 内容 子宮頸がん検診：問診、子宮頸部の細胞診と内診、乳がん検診：問診、視触診、マンモグラフィ(乳房のX線検査)
- ・大腸がん検診：問診、便潜血反応検査(便中の血液の有無を調べる検査)
- 対象 子宮頸がん検診：町内在住で、平成9年4月1日以前に生まれた女性
- ・乳がん検診：町内在住で、昭和52年4月1日以前に生まれた女性(妊娠・授乳中・産後2年以内の

- 人、豊胸手術を受けた人、ペースメーカーを使用している人、乳頭より分泌物がある、またはほりりなど自覚症状がある人、脳シヤントをしている人は受けられません)
- ・大腸がん検診：町内在住で、昭和52年4月1日以前に生まれた人
- 申込方法 健康づくり課へ直接、電話、または町ホームページ(<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>)から申し込む(子宮頸がん検診の個別検診も申し込みが必要です)
- 自己負担金 子宮頸がん検診、乳がん検診：1000円

本人またはその世帯の人が、印鑑と身分証明を持参の上、健康づくり課へ申請してください。なお、検診を受ける時期により対象となる課税年度が異なります。詳しくは、健康づくり課へ。

各種がん検診

健康づくり課 ☎55・2632



くらしの 情報

お知らせ



くみの出し方の変更／衛生センター春期点検

環境課

【くみの出し方の変更点】
平成28年度から資源マ(み)の品目について、くみの出し方の変更があります。平成28年度版のくみ収集カレンダーにも記載されています。

□変更品目と変更後の出し方
ペットボトル：ラベルをはがして出す。キャップは、その他プラスチック類(灰色の容器)として出す。

・カセットボンベ：使いきつて出す(穴は開けなくても問題ありません)

【衛生センター春期点検】
衛生センターでは、施設保全のための春期点検を実施します。次の期間はし尿・浄化槽活での受け入れができませんので、お早めのくみ取りや清掃をお願いします。

□期間 4月11日(月)～13日(水)
※詳しくは、環境課(内線132)へ。

徘徊探知機の貸与

高齢福祉課

町では、徘徊の心配がある認知症高齢者を介護している家族に、所在位置を探知できる発信機を貸与しています。

□利用対象 おおむね65歳以上の認知症高齢者を在宅で

住宅リフォーム補助制度

商工振興課

町では、住宅の改修や増築を行う場合に、その経費の一部を補助します。

□対象工事 リフォーム工事金額20万円以上(消費税含む)で建築後10年以上経過している自己用住宅の改修・増築など

□補助金額 リフォーム工事費の10%(千円未満切り捨て。半額を大泉町スタンプ加盟店共通商品券、半額を現金で交付)、最高額10万円

□補助の条件
・町小規模契約希望者登録名簿に登録されている業者または町商工会建設部会に加盟している業者でリフォーム工事をすること
・町内に住所を有し、世帯全

下水道接続の補助制度

下水道課

町では、下水道が使用できるようになった日(供用開始)から3年以内に下水道への接続工事を行った人を対象に、浄化槽廃止補助金や水洗便所改造資金等融資あつせん・利子補給といった補助を行っています。一日も早く下水道への接続工事をお願いします。

□浄化槽廃止補助金 下水道への接続時に必要なくなる浄化槽への廃止補助金

□水洗便所改造資金等融資あつせん・利子補給 下水道

道への接続工事のための資金の融資あつせんとその利子の補給

※内容や条件など、詳しくは下水道課(内線162)へ。

国民健康保険の届け出はお早めに

国保介護課

国民健康保険に加入するときや、資格を喪失したときは、必ず14日以内に住民課へ届け出をしてくださいます。

【国民健康保険の加入】
町外から転入したときや、職場の健康保険などをやめたときなどは、国民健康保険に加入することになります。加入の届け出が遅れると、国民健康保険の加入資格が発生した月まで遡って国民健康保険税を納めることとなります。

国民健康保険の資格喪失

町外へ転出したときや、職場の健康保険などに加入したときなどは、国民健康保険の資格を喪失する届け出が必要で、資格喪失の届け出を忘れると、職場の健康保険などに加入していても国民健康保険税を請求されます。国民健康保険の被保険者証で受診してしまつと、国民健康保険が負担した分の医療費を返還していただく場合があります。

【職場の健康保険への加入】
健康保険法上の適用事業所(法人の事業所または5人以上の従業員を使用する個人の事業所)に常的に勤務されている7歳未満の人は、国籍にかかわらず、その勤務先の健康保険に加入しなければなりません。勤務先の適用事業所が健康保険への加入手続き

訪問によるお口の健診

健康づくり課

町では、在宅で療養中のため歯科医院に受診できない人を対象に、お口の健診とお口の衛生についての指導を行っています。

□期間 5月～6月(日時は、申し込みされた日に後日連絡します)

□内容 歯科健診・お口の衛生指導

□対象 在宅療養中(介護度4～5)で歯科医院を受診できない人

・入れ歯が合わない
・むし歯や気になる歯がある
・口臭が気になる
・入れ歯の手入れ方法 など

□申込方法 健康づくり課へ直接または電話、町ホームページ(<http://www.town.oizumi-gunma.jp/>)から申し込み

□申込期限 4月22日(金)

□費用 無料(治療希望や治療が必要な場合は、別途保険診療の料金が必要です)

※詳しくは、健康づくり課(☎55・2632)へ。

東日本大震災 関連情報

調理済み給食の放射性物質測定結果について

町では、2月16日に、町内の保育園、幼稚園、小中学校の給食について、放射性物質(放射性ヨウ素131、放射性セシウム134・137)の検査を行いました。放射性物質は検出されませんでした。

給食用食材の放射性物質測定結果について

県では、給食用食材について、次のとおり放射性物質(放射性ヨウ素131、放射性セシウム134・137)の検査を行いました。

【学校給食用食材】

□期日 2月10日
□対象 町内の学校給食用食材(茨城県産白菜)
□結果 不検出

【町内保育園給食用食材】

□期日 2月3日・10日・24日・25日
□対象 町内保育園給食用食材(北海道産じゃがいも、栃木県産にんじん、もやし、埼玉県産白菜、千葉県産にんじん、愛知県産ブロッコリー)

□結果 不検出

■水道水の安全性

3月15日に東部地域水道事務所(千代田町)で県が行った測定結果では、放射性物質は検出されず、飲用に支障がないことが確認されています。

【広告】

広告

【広告】

広告

【広告】

広告

【広告】

広告

いずみの杜春のイベント

いずみの杜

いずみの杜では、「いずみの杜春のイベント」を開催します。4月29日(金)は、「緑の中の音楽祭」も開催します。

【おまげー 杜のいのぼり】

特製のいぼりに絵を描いて、大きないぼりに飾りましょ。

- 期日 4月7日(木)～5月6日(金)
- 時間 午前10時～午後9時(開館時間内)
- 場所 いずみの杜管理棟ラウンジなど(朝日4の7の1)

【ものつくりワークショップ】

- 期日 4月29日(金)
- 時間 午前10時～午後3時
- 場所 いずみの杜多目的ホール(朝日4の7の1)
- 対象 どなたでも参加できます

【レッスン！ エコフリーマーケット】

- 期日 4月29日(金)
- 時間 午前10時～午後3時
- 場所 御正作公園芝生広場(朝日4の7の1 雨天の場合)

【季節の湯】

- 期日 5月5日(木)
- 時間 午前10時30分～午後

教室・講座



ゴックンモグモグ教室

健康しへし課

町では、「見て食べておぼえる」離乳食教室を行います。

- 成29年3月までに大学を卒業する見込みの人
- ②人事院が①に掲げる人と同等の資格があること認める人
- 申込方法 人事院ホームページ (<http://www.jinji-shi-ken.go.jp/juken.html>) から申し込む
- 受付期間 4月1日(金) 午前9時～13日(水)(受信有効)
- 試験日
 - ・第1次試験…5月29日(日)
 - ・第2次試験…7月12日(火)～20日(水)(第1次試験合格者には日時を指定します)
- ※インターネット申し込みについて詳しくは、人事院人材局試験課(☎03・3581・5311)、そのほか詳しくは、関東信越国税局人事第二課試験係(☎048・600・3111)へ。

- 8時30分
- 内容 菖蒲湯
- ※詳しくは、いずみの杜(☎20・0035)へ。

若手異業種交流会

おおらか青年会議所

おおらか青年会議所では、「若手異業種交流会 若手との連携でチャンスをつかめ！」を開催します。

- 期日 4月20日(水)
- 時間 午後7時30分～9時
- 場所 文化むら大ホール棟2階研修室(朝日5の24の1)
- 対象 20歳～38歳の若手
- 定員 36人(定員になりしだい締め切り)
- 申込方法 おおらか青年会議所ホームページ (<http://www.oraka-jc.com/>) から申し込む
- 費用 無料
- ※詳しくは、おおらか青年会議所(☎62・4334)へ。

新一年生の歓迎会

各児童館

各児童館では、新一年生の歓迎会を開催します。児童館の使い方などの説明や出し物、新一年生の参加者にはプレゼントがあります。

- 期日 4月26日(火)
- 時間 午前10時～11時
- 場所 保健福祉総合センター(吉田2465)
- 内容 離乳食の基本的な調理方法とメニューの紹介・試食
- 講師 町管理栄養士
- 対象 町内在住の生後5～8か月の乳児とその保護者
- 定員 15人(定員になりしだい締め切り)
- 申込期限 4月22日(金)
- 申込方法 健康づくり課へ直接または電話、町ホームページ (<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>) から申し込む
- 持参する物 ベビーカー
- 費用 無料
- ※詳しくは、健康づくり課(☎55・2632)へ。

シニアのための健康体操教室

国保介護課

町では、誰にでもできる簡単な動きで、シニア世代の筋力アップをめざす「シニアのための健康体操教室」を開催します。つまずきやすくなったり、手すりを使うようになつたり、おっくうで外出しなくなつたり、外出時杖が手放せなくなつたり、足腰を丈夫にした

- 期日 4月13日(水)
- 時間 午後2時～4時30分

【西児童館】

- 期日 4月18日(月)
- 時間 午後3時30分～4時30分

【南児童館】

- 期日 4月20日(水)
- 時間 午後3時30分～4時30分

【東児童館】

- 期日 4月18日(月)
- 時間 午後3時30分～4時30分
- ※詳しくは、各児童館へ。
- ・北児童館…☎63・3820
- ・西児童館…☎62・4689
- ・南児童館…☎63・1721
- ・東児童館…☎62・0133

募集



県営住宅入居者

県住宅供給公社

今回募集する団地など詳細は、募集案内でご確認ください。入居者は、公開抽選で選定します。

- い人など、ぜひご参加ください。初回と11回目に理学療法士や作業療法士による体力測定を実施します。
- 期日 5月11日(水)、17日(火)、24日(火)、31日(火)、6月7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)、7月5日(火)、12日(火)、20日(水)、26日(火)(全12回)
- 時間 午前9時30分～11時30分
- 場所 保健福祉総合センター(吉田2465)
- 内容 椅子やボールを使うことできる簡単な体操、体力測定など
- 講師 理学療法士、作業療法士、スポーツインストラクター
- 対象 町内在住の65歳以上の人で、介護認定を受けていない人(平成27年度中の健康体操教室に参加していない人)
- 定員 20人(定員になりしだい締め切り)
- 申込方法 国保介護課へ直接または電話、町ホームページ (<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>) から申し込む
- 持参する物 タオル、飲み物
- 費用 無料
- ※詳しくは、国保介護課(☎55・2632)へ。

保健カレンダー

健康づくり課 ☎55・2632

日曜日	種目	対象者	受付時間
4月	成人健康相談	希望者	午前9:30～11:00
5火	乳幼児健康相談	乳幼児とその保護者	"
11月	成人健康相談	希望者	"
12火	乳幼児健康相談	乳幼児とその保護者	"
15金	両親学級	妊婦およびその家族	午後1:00～4:00
18月	成人健康相談	希望者	午前9:30～11:00
21木	1歳6か月児健康診査	H 26.9.21～H 26.10.20 生	午後0:45～1:15
22金	7か月児健康診査	H 27.9.1～H 27.9.30 生	"
25月	乳幼児健康相談	乳幼児とその保護者	午前9:30～11:00
26火	4か月児健康診査	H 27.12.1～H 27.12.31 生	午後0:45～1:15
27水	3歳児健康診査	H 25.1.1～H 25.1.31 生	"
28木	2歳児歯科健康診査	H 26.3.1～H 26.3.31 生	"

◆成人健康相談では、おからだやこころの悩みについて、ご本人やご家族の方からの相談に応じています
◆会場は、保健福祉総合センターになります

FMラジオ放送 みみよりOIZUMI番組表

4月(卯月)	FMラジオ76.7MHz
月～金曜日	昼12:50～13:00
1日(金)・4日(月)・6日(水)・8日(金)	町の新鮮な話題をご紹介します!
5日(火)・7日(木)	健康づくり課からのお知らせ～各種けんしん～
11日(月)・13日(水)・15日(金)	町の新鮮な話題をご紹介します!
12日(火)・14日(木)	町公民館のお知らせ～公民館情報～
18日(月)・20日(水)・22日(金)	町の新鮮な話題をご紹介します!
19日(火)・21日(木)	図書館へ行くこう!～図書館あれこれ～
25日(月)～29日(金)	町の新鮮な話題をご紹介します!

TwitterとFacebookで情報発信しています!
https://twitter.com/oizumi_koho
<https://www.facebook.com/oizumi.town>

平成28年度国税専門官

関東信越国税局人事第二課試験係

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。
□ 受験資格
・昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの人
・平成7年4月2日以降生まれで次に掲げる人
① 大学を卒業した人および平

- 対象 (収入制限あり)
 - ・現在、住宅に困窮し、親族と同居する予定の人
 - ・単身の高齢者や障害のある人
- 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、県住宅供給公社へ郵送(〒371-0025 前橋市紅雲町1-7の12)で申し込む
- 申込用紙・募集案内配布場所 県住宅供給公社、県土木事務所、町建築課
- 申込期間 4月1日(金)～15日(金)
- 入居可能日 7月1日(金)
- ※詳しくは、県住宅供給公社ホームページ (<http://www.gunma-jk.or.jp/>)、または県住宅供給公社(☎027・2620・5811)へ。

有料広告募集中

大きさ 横 8.8cm×縦 4.5cm
 使用色 1色
 掲載料金 10,000円 (1枠1回)

広告



模擬火災訓練

本番さながらの緊迫した訓練が行われました

3月6日、北保育園で、消防署および町消防団による模擬火災訓練が行われ、保育園職員による119番通報、避難誘導など火災発生時に大切な初動対応の確認に続き、消防署や町消防団各車両が訓練出動し一斉放水を行うなど、人命救助を最優先とした火勢鎮圧訓練となりました。



さけの稚魚放流

「大きく育てね」 元気よく泳ぐ稚魚を見送る

3月6日、熊谷市側の利根川河川敷でさけの稚魚の一斉放流が行われました。昨年12月に大泉町民懇話会から配布された受精卵を大切に育てた参加者の皆さんは、「いってらっしゃい」と手を振ったり、「大きくなって戻ってきてね」と声をかけ、放流した稚魚を見送りました。

仙石公民館落成式

新たな交流の場として活用されます

2月27日、仙石公民館で落成式が行われました。柿沼健一区長は「区民相互の交流の場として活用していきたい」と挨拶し、余興として仙石ささら保存会による「ささら舞」も披露されました。新しくなった公民館を見学している人からは「便利になったね」という声も聞かれました。



おもしろ科学教室

工夫した作品を 対戦させて遊びました

3月5日、文化むらでおもしろ科学教室「偏心モーターで変身 すばやく動くぶるぶるブラシで対戦バトル」が行われ、25人が参加しました。子どもたちはそれぞれ電車や飛行機、くじらなど個性のある飾り付けをして完成させ、自慢の作品を使って対戦しました。



日本語講座

大泉国際交流協会

大泉国際交流協会では、日本語講座通年コースの受講生を募集しています。

- 期日 毎週水曜日
- 時間 午後7時30分～9時
- 場所 町公民館南別館2階 研修室1(吉田2011の1)
- 費用 1000円(10回分の回数券を購入していただきます。18歳以下は無料)
- ※申し込みは必要ありませんので、直接会場へお越しください。初めての人はテキストを購入していただく場合があります。詳しくは、大泉国際交流協会(☎080・6812・0152)へ。

手話奉仕員養成講習会

町社会福祉協議会

町社会福祉協議会では、大泉町手話サークル「はるこれの会」、「邑楽町手話サークル「handy」」、館林邑楽手話通訳者の会と協力し聴覚障がい者の良き理解者として広く奉仕活動を実践する「手話奉仕員」の養成講座を開催します。

- 期日 5月11日～10月26日の毎週水曜日(全25回)
- 時間 午後7時～9時

相談



□場所 邑楽町公民館(邑楽町中野3170)

□講師 館林市聴覚障害者福祉協会

□対象 大泉町、千代田町および邑楽町に在住・在勤し、全日程に出席できる人

□定員

- ・入門課程(手話に興味のある人)：30人(定員になりしだい締め切り)
- ・基礎課程(入門課程などを修了した人)：30人(定員になりしだい締め切り)

□申込方法 町社会福祉協議会へ直接費用を添えて申し込む

□申込期限 4月28日(木)

□費用 700円(保険代)

※別途テキスト代がかかります。詳しくは、町社会福祉協議会(☎63・2294)へ。

こころの健康相談

健康づくり課

町では、うつや不眠、ストレスなどさまざまな心の問題

巡回相談

福祉課

について悩みこのある人を対象にした、医師による個別の健康相談を行います。

□期日 4月28日(木)

□時間 午後2時～4時

□場所 保健福祉総合センター(吉田2465)

□担当 柴田信義氏(柴田メソナルクリニック院長)

□申込方法 電話で健康づくり課に申し込む(予約制)

※詳しくは、健康づくり課(☎55・2632)へ。

県心身障害者福祉センターでは、巡回相談を実施します。

□期日 4月20日(水)

□受付時間 午前10時～正午

□場所 館林市総合福祉センター(館林市苗木2452の1)

□相談科目 整形外科

□相談内容 補装具の判定、身体障害者に関する各種の相談

□申込方法 福祉課へ直接申し込む(予約制)

□持参する物 印鑑、身体障害者手帳

※障害が重いなど会場に來所できない場合は、在宅訪問診療もあります。詳しくは、福祉課(☎55・2631)へ。

日曜・祝日当番医 電話で確認してから受診してください

月日	内科(邑楽郡)	内科(館林市)	小児科・内科	外科	耳鼻科
3月27日(日)	湯沢医院 大泉 62・2209	ハートクリニック 館林 71・8810	うへの医院 館林 72・3330	岡田整形外科クリニック 館林 72・3163	—

※平成28年4月より休日当番医の再編が行われ、「小児科・内科」が「内科」に統合されます。

月日	内科(邑楽郡)	内科(館林市)	外科	耳鼻科
4月3日(日)	金丸内科医院 邑楽 88・3200	館林記念病院 館林 72・3155	川島脳神経外科医院 館林 75・5511	板倉耳鼻咽喉科クリニック 板倉 80・4333
4月10日(日)	新井内科クリニック 大泉 20・1220	堀越医院 館林 73・4151	新橋病院 館林 75・3011	—
4月17日(日)	小西医院 千代田 86・2261	松井内科医院 館林 75・9880	小曾根整形外科 館林 72・7707	川田耳鼻咽喉科医院 館林 72・3314
4月24日(日)	いたくら内科クリニック 板倉 70・4080	星野こどもクリニック(小児科のみ) 館林 70・7200	澤田皮膚外科 館林 70・7703	—
4月29日(金)	小林内科医院 邑楽 88・8278	まりレディースクリニック 館林 76・7775	慶友整形外科病院 館林 72・6000	—

◆内科、外科の診療時間は午前9時～午後5時、耳鼻科の診療時間は午前9時～午後1時です。
◆歯科は館林邑楽歯科保健医療センター(☎73・8818)が担当します(診療時間は午前9時～正午、午後1時～3時)。
◆小児科や婦人科、午前中のみ診療する医療機関もありますので、事前に電話でご確認ください。
◆時間外、夜間などは、救急医療テレホンサービス(☎45・7799)で受診できる病院などを紹介します。



町食生活改善推進員の皆さんから、毎月料理を紹介していただきます。

ふ 麩の海鮮サラダ

箸休めにどうぞ

玉ねぎはスライサーを使えば、材料を切る手間がかからないあっさりとした味のサラダです。脂肪が少なく消化がよい麩は、子どもや高齢者も食べやすくオススメの食材です。

食生活改善推進員 渡部文子(左)さん、川島史子さん



【材料（4人分）】

焼き麩	12個
乾燥わかめ	4g
カニカマ	4本
玉ねぎ	小4分の1個
A	酢 大さじ3
	砂糖 小さじ2
	しょうゆ 小さじ1と2分の1
かいわれ	適量

【1人分栄養価】

エネルギー	30kcal
たんぱく質	1.9g
脂質	0.1g
塩分	0.7g

【作り方】

- ① 麩を水につけて戻しておく
- ② わかめは水で戻し、さっとゆでてザルにあげておく
- ③ 玉ねぎは薄くスライスして、①②の水気をよくしぼり、カニカマを入れてAを加えて混ぜ合わせる
- ④ 器に盛り、かいわれを散らす



3月11日、町内各中学校で卒業式が挙行され、合計351人の生徒たちが巣立っていきました。厳粛な雰囲気の中、卒業生一人ひとりが卒業証書を受け取りました。今年取材に伺った西中学校では、式典前には各部活動ごとの集まりがあり、卒業生は後輩から色紙やアルバムなどを受け取る姿が見られました。また、式典後には各クラスごとに担任の先生へ歌やTシャツ、寄せ書きなどのプレゼントをして中学校最後の日を惜しんでいました。(結)

今号の
Best Shot
表紙